

○木内四郎君 それはよく分つておる

勤勞所得の控除、それから税率がこの

へ行つて調査することは困るから、そ

これは勿論の話ですけれど、その他の

して取引が減つたからといつて、生産

或いは全体の取引が減つたという基準は昨年度よりも減つたというわけには行かんと思ひます。

○油井賢太郎君 その見込というのは政府が最初予定された、いわゆる生産額であるとか、或いは国民の所得であるとか、これは一連の繋がりがあつて思ふのであります。それに対して生産が見込よりも減つた、取引高税も減つた、物品税も減つたといふことになつて思ふのであります。それと半面において、そういうふうな生産の減退を来たせば租税の収入も当然減ることには疑いもないと思ふのであります。その点の関連は如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 取引高税といふのは生産と消費の問題がございまして、生産は減つても消費が減ればそれだけ収入が減つて来るわけでありまして、一概に生産ばかりに結び付けるわけにも参りません。予定よりも生産並びに消費、或いはそのいずれかが非常に減つたといふことに相成ると思ふのであります。

○油井賢太郎君 そこで片方が減れば所得の方は、当然国民所得といふものは減退して、それに課せられるところの租税は減らざるを得ないと思ふのであります。その解釈は如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) そういう場面もあると思ふのであります。

○油井賢太郎君 ところがこの補正予算を見ますと、あつては租税の面においてはその他の増の方に行つて百八十七億も入つておるのです。例えば酒の税金などは減る程百億も減つております。併しなからとなく幾つかの面において租税及び印紙の収入が二百十

三億、そのうち租税だけでも百八十七億といふふうな増しておるというのには矛盾があると思ひますが、これは世間で一般に言つてこの苛徴請求の現れではないかといふふうな解釈され勝ちですが、その点はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 苛徴請求といふことの問題ですが、私はそれを除きまして、今の収入状況で苛徴請求といふことはやつていないと思ひますし、自然増収の内容を御覽下さい。主なるものは法人の所得の増加、勤勞所得の増加、酒の増加、そして最も減収の大きいものは事業所得でございます。こゝういふことから考えまして、この自然増収のものが苛徴請求のあれだとは考へておりません。

○油井賢太郎君 そこで伺ひたいのは、先程もよくつとめて置いたのですが、増納が相当額に上つておるといふことになつておりますが、要するに政府の予定された収入といふものが過大過ぎて、そこで増納が起き、従つて又後で訂正して返すといふ金額も相当に上つておると思ひますが、結局本省から地方に出すところの努力目標額、去年はあつたそうですが、今年はないと思ひますが、併しなからそれがやはり幾らで、各税務署ごとに自分の成績を上げるといふようなことの結果、苛徴請求といふような現象が末端において起るのだと思ひますが、こゝういふ点について実際に成績が上らないと、本省の方から認めても、実情に應じては何等か各地の状況によつて成績が上らないことも当然それを認めて行くべしといふようにして行くべきではないかと思ひます。ところが末端税務署あたりの模様を見ますと、やはり一種の目標がある

りまして、その目標額に到達しないとか、或いは大幅の減収があつたといふことになる。その署長は左遷させられるといふことに實際はなつております。そういう点についてもう少しこれは大臣として何等かの方策をお探りが、どうお考えになつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 目標額なんかはたびたび申上げております。それに、私就任以來やめることにいたしました。税方法をやつてはいかんといふことは、機会あるごとに言つております。又過去におきまして目標額に達せんかといふ左遷したといふような例は絶対にないと思ひます。我々も長い間税務の体面もございまして、若し目標額といふものがあつて、それに達したところの署長は褒められたり、達しないところは署長が左遷せられたり、達しない所は署長の方が余程苦勞しておると思ひます。従つてその徴税成績によつて左遷といふようなことは考へたこととないし、又あつてはならないことだと思ひます。

○油井賢太郎君 大臣の今の言葉を是非末端まで浸透するように御座願を願ひたいと思ひます。

次に徴収について、加算額とか延滞額、延滞利息といふようなものがどの程度に上つておりますか。それがこの予算面ではつきり分りませんが、お分りになる範囲において伺ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 事務当局より説明いたさせますが、加算税、追徴税といふものは主として法人、或いは専業主業でやる大個人でございまして、調査してあれば考えさせますが、法人が明年度徴収の二ヶ月前に予定の納税をやる、そして後から行つてその申告が不当であつたといふ場合にやり変える。そのやり変える期間の長短によりまして追徴税が余程違つて来るわけでありまして、そこで今後の税制改正に當りましては、今の加算税、追徴税という制度そのものは私は是認できません。金利その他につきましては考慮しなければならぬと思つております。

○政府委員(廣田英君) 加算税、追徴税につきましては只今手許に分つております数字を申し上げます。たしかこれは九月末の数字であると思つておりますが、加算税額……決定額でありまして、決定額で所得税におきまして四十五億、それから追徴税額が百三十三億程度でございまして、法人税におきまして、加算税が十一億、追徴税が七億、それから相続税につきましては、加算税、追徴税別の数字がございまして、合計で僅々僅かなものであります。一位三千八百万円、取引高税におきましては、加算税額が一億八千万円、追徴税額が八億、大体そういう結果になつております。

○油井賢太郎君 延滞利息といふのは、利子の合計は……延滞金の数字は只今手許に持ち合せておりませんので後程申し上げます。

○川上嘉吉君 ちよつと大臣にお伺ひいたしますが、基礎控除の控除額の算定の基礎となるものはどんなふうなものでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) あらゆる資料を集めて総合的に決定すべきものと考へております。只今のところは、先

ず私は財政收入の状況を主眼に考へて、そして国民経済の、国民生活の状況等をこれに加味いたしてゐるのであります。

○川上嘉吉君 戦前におきましては、所得税の免税点が千二百円となつております。これを今日のつまり一ドル二円が三百六十円になつた割合で今日の値に換算いたしますと、大体二十一万六千円となります。従ひまして国民の生活能力と、こゝういつた点から行きますといふと、今回の改正案の二万四千円はお話にならない程低額なものでないか、かように考へるのでありますが、大臣の御見解はどんなものでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) 戦前の我が国の経済力並に世界情勢と、戦中非常に膨大な出費をし、非常な負け方をいたしました。今の日本の状態を考へて見ますと、先程申上げましたように、財政の状況を主眼にして考へております。關係上、二万四千円を止むを得ないのじやないかと思ふのであります。一ドル二円と申しましても、戦前のときには百円に対して二十二ドル三分の一程度の為替相場でありましたので、一ドル四円に計算なさるのが適當じやないかと思ひます。又こゝういふ計算方法は、何と申しますか、本當の財政経済政策を立てて行く上において余り私は基準にすべきものではないのではないかと考へております。

○川上嘉吉君 私は今度の税制改革案を前にして各方面、各種団体とか、或いは個人から何百通という陳情が来ております。そうした陳情が見ますといふと、みんな一つ一つ集めて見ますと、

三億、そのうち租税だけでも百八十七億といふふうな増しておるというのには矛盾があると思ひますが、これは世間で一般に言つてこの苛徴請求の現れではないかといふふうな解釈され勝ちですが、その点はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 苛徴請求といふことの問題ですが、私はそれを除きまして、今の収入状況で苛徴請求といふことはやつていないと思ひますし、自然増収の内容を御覽下さい。主なるものは法人の所得の増加、勤勞所得の増加、酒の増加、そして最も減収の大きいものは事業所得でございます。こゝういふことから考えまして、この自然増収のものが苛徴請求のあれだとは考へておりません。

○油井賢太郎君 そこで伺ひたいのは、先程もよくつとめて置いたのですが、増納が相当額に上つておるといふことになつておりますが、要するに政府の予定された収入といふものが過大過ぎて、そこで増納が起き、従つて又後で訂正して返すといふ金額も相当に上つておると思ひますが、結局本省から地方に出すところの努力目標額、去年はあつたそうですが、今年はないと思ひますが、併しなからそれがやはり幾らで、各税務署ごとに自分の成績を上げるといふようなことの結果、苛徴請求といふような現象が末端において起るのだと思ひますが、こゝういふ点について実際に成績が上らないと、本省の方から認めても、実情に應じては何等か各地の状況によつて成績が上らないことも当然それを認めて行くべしといふようにして行くべきではないかと思ひます。ところが末端税務署あたりの模様を見ますと、やはり一種の目標がある

次に徴収について、加算額とか延滞額、延滞利息といふようなものがどの程度に上つておりますか。それがこの予算面ではつきり分りませんが、お分りになる範囲において伺ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 事務当局より説明いたさせますが、加算税、追徴税といふものは主として法人、或いは専業主業でやる大個人でございまして、調査してあれば考えさせますが、法人が明年度徴収の二ヶ月前に予定の納税をやる、そして後から行つてその申告が不当であつたといふ場合にやり変える。そのやり変える期間の長短によりまして追徴税が余程違つて来るわけでありまして、そこで今後の税制改正に當りましては、今の加算税、追徴税という制度そのものは私は是認できません。金利その他につきましては考慮しなければならぬと思つております。

○政府委員(廣田英君) 加算税、追徴税につきましては只今手許に分つております数字を申し上げます。たしかこれは九月末の数字であると思つておりますが、加算税額……決定額でありまして、決定額で所得税におきまして四十五億、それから追徴税額が百三十三億程度でございまして、法人税におきまして、加算税が十一億、追徴税が七億、それから相続税につきましては、加算税、追徴税別の数字がございまして、合計で僅々僅かなものであります。一位三千八百万円、取引高税におきましては、加算税額が一億八千万円、追徴税額が八億、大体そういう結果になつております。

○油井賢太郎君 延滞利息といふのは、利子の合計は……延滞金の数字は只今手許に持ち合せておりませんので後程申し上げます。

○川上嘉吉君 ちよつと大臣にお伺ひいたしますが、基礎控除の控除額の算定の基礎となるものはどんなふうなものでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) あらゆる資料を集めて総合的に決定すべきものと考へております。只今のところは、先

基礎控除は最低額のもので大体六万円以上くらいにすべきであるといつた。よるな要望が随分出ておるのでありまして、現在の改正案よりはおもつと大巾に引上げるべきでないか、かように考えます。これは昨日も盛んに質問したのですが、この二万四千円で果して大蔵大臣は満足しておるかどうかが、このことについての答弁も昨日もありましたので、答弁は別に要望いたしません。が、もつと思ひ切つてこの基礎控除の大巾の引上に対して措置を講ずべきじやないか、検討すべきじやないかといふようなことを私は要望いたして置きます。

次に勤労控除の問題であります。が、これも従来現行法では二五%で、最高三万七千五百円、こう押えてあつたそのものを今回の改正案によりまして、一〇%で、最高二万円と押さえておきます。この勤労控除一〇%にしたという大体的算定の基礎を一つずつとお願いいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 大体的勤労控除につきましては、沿革的に申しますと、前は、大正時代は六千円以下二割、一万二千円から六千円の間に一割、こゝろよりやうな方をいたしておつたのであります。その後二割が漸次一割五分に改められまして、それから一割五分控除になり、二割にするかどうかという問題で検討して二割五分にいたしましたのが最近でございます。それを踏襲いたしておつたのであります。併し財政収入の状況その他を考えたとき、いろいろの検討すべき点があるものであります。まあ理論的には私は一割でやむを得ないのではないかと考えておりますが、財政状況が許せば一割五

分程度にいたしたいという念願を持つておるのであります。従いまして、一割にしたという考え方は一応この際シャウプ勧告案の趣旨に則つて、一応一割で進めようというので一割にしたわけでありまして。

○川上重君 シャウプ勧告案によりまして、これは恐らく衆議院に上程されると思いますが、勤労控除の範囲を拡張して、事業所得に及ぶようでありまして、この場合給付生活者の場合は自から特別な控除が当然設けらるべきじやないかと思ふのですが、こゝろいつた点についてはどんなものでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) この俸給生活者については一割の控除があるので、外の者には控除はいたしておりません。実は余談になりますが、分りませんが、シャウプ勧告案で事業所得の方を三七五%減らすというところは事業所得と勤労所得との間の差は一割控除で行く、一割の控除でいいというシャウプ氏が考え方を持っておつたのであります。而して中小商工業者、農業者の状況を見まして、とにかく差を一割にするというところを、昭和二十四年度において実行しよう。で一割の差にする、一遍に一割五分を控除すると引き過ぎになるから、今の十月から始めて一割五分の差の四分の一で三七五と言つておるのであります。シャウプ氏の考え方は、事業所得の方の所得の把握が十分行けば一割でいいというのがある方が、まあ理論的には一割ぐらいが適当だとシャウプ氏は信じておるようであります。アメリカなどにおきましても、実は一割

控除をいたしておつたのであります。一九四三年の増税の時に一割控除をやめまして、俸給所得も事業所得も同じということにいたしました。で、まあ各国の例を見ましても、アメリカはやめました。勤労所得の一割五分というところが大体の定説のようでございます。ただ最近フランスにおきましては、税法改正につきましては、勤労階級に特段の措置を講じておるようでありまして、その他の階級は概ね一割控除でございます。

○川上重君 そうしますと、勤労控除を一〇%に下げたということ、これは他の事業所得との権衡上というよりか、むしろ財政状況に重点が置かれたわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 財政の収入の問題もありまして、シャウプ勧告案に一応取敢えず依つて行こうというので一割にいたしてあります。○川上重君 これは前回の場合にも私の意見を述べたのであります。が、税務署で調査をすることができると、所得額をどの程度捉えることができるか。この問題につきましては大体的事業所得の場合には七〇%から乃至六〇%程度、それから勤労所得の場合には大体九五%くらい捕捉している。だから脱税があつても勤労所得の場合には殆んど五分程度のものである。こゝろよりやうな私見を持っておるのですが、こゝろいつた点に対する大蔵大臣の御見解を一つお伺いします。

○國務大臣(池田勇人君) 九五%勤労所得について取れる。事業所得については七五%という数字につきましては、私は直ちに賛成するわけに参りません。大体的数字は私の想像では、その年度内の所得についてその年度内の収入を大蔵省で見るときに、事業所得につきましては七五%、勤労所得につきましては九六七%、或いは七八%と見ておるようであります。併し把握力の問題と収入具合の問題は全然違ふのであります。把握力の問題で平均して事業所得のものは七五%といふうなことは、大蔵大臣としてはこゝろでちよつと言いかねると思ひます。私はそれ以上出ることを期待し、それ以上行くべきものだと思つております。

○天田正君 先程来前勤課求の話が出ましたが、大蔵大臣がそのやうな苛酷請求が行われておらないとおつしやるのは、これは当然であります。併し過日高橋國稅庁長官が訓令を發せられまして、その言葉の中には勿論苛酷請求という言葉は用いてありませんけれども、別の言葉でそれを肯定されておるのであります。私は昨日の質問の場合も実はそれを率直に認めて呉れたことを、追求するのでなしに、逆にお褒め申上げて置きました。極めて見やすい苛酷請求は、すでに納税しておるにも拘らず再び督促を受ける、その領收書を持つておられないやが、庶務もこれを取る。これは正に苛酷請求である。又みずから税務署が取消通知をしたにも拘らず、これに対して督促をする。これ又苛酷請求の一例であります。これもすべて領收書を持つておられないが、庶務も取られます。でそれらの証拠を持つておられて税務署に参つた場合は、それでは差支ありませんと、ただこゝろ言葉で言われるだけで、差支あるのは不当な督促、或いは徴収を受けるところの納税者の方に差支がある。どうしてこゝろいつたところから起るかと申しますと、このことは税法問題ばかりではありません。他の方も一切がさうなわけでありまして、何か国民の方が誤つた場合には、或いは体罰処分まで受けるやうな規定があるにも拘らず、官制には何等の罰則が規定されない。こゝろいつたところにあるのであります。これは一切法律に對するところの新たな考え方、樹立されなからだと思ふのであります。そこで私はこの際實して置きたいのは、すでに青色申告の誰も出ておりまして、恐らくこれを政府は実行されると思ひますが、そのした場合に、この青色申告をいたさなければ、殆んど一切の再審査権等も失われると、こゝろいつたことにならうと思ふのであります。こゝろいつたことから考えまして、納税者に義務を押し付けると同時に、全くそれと同様な罰則を官制に規定する。こゝろいつたことが税法改正に當つて最も必要でなからうか。かゝるに存するのであります。が、これらの構想をお持ちになつておられるかどうか。勿論私の希望とすれば、この補正予算を出す際にさうな改正をして貰いたいのではあります。が、時間の都合上さうもできないでございまして、やうな構想を持つておられるか。こゝろいつたのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 行政制度におきまして国民に非違があつた場合には非常な辛いひどいことをして、役人の方で行過ぎた場合につきまして、これに對する懲罰的規定がないといふ

とが起るかと申しますと、このことは税法問題ばかりではありません。他の方も一切がさうなわけでありまして、何か国民の方が誤つた場合には、或いは体罰処分まで受けるやうな規定があるにも拘らず、官制には何等の罰則が規定されない。こゝろいつたところにあるのであります。これは一切法律に對するところの新たな考え方、樹立されなからだと思ふのであります。そこで私はこの際實して置きたいのは、すでに青色申告の誰も出ておりまして、恐らくこれを政府は実行されると思ひますが、そのした場合に、この青色申告をいたさなければ、殆んど一切の再審査権等も失われると、こゝろいつたことにならうと思ふのであります。こゝろいつたことから考えまして、納税者に義務を押し付けると同時に、全くそれと同様な罰則を官制に規定する。こゝろいつたことが税法改正に當つて最も必要でなからうか。かゝるに存するのであります。が、これらの構想をお持ちになつておられるかどうか。勿論私の希望とすれば、この補正予算を出す際にさうな改正をして貰いたいのではあります。が、時間の都合上さうもできないでございまして、やうな構想を持つておられるか。こゝろいつたのであります。

お話でございますが、御尤もでありまして、これはどの国でもそういうふうな状態になつておるのであります。そこで根本的問題として、行政事務當局がその非違なことの多いようになことにするのを考えなければならぬ。今若し誤つて税金を決定したら、その人が体罰を受けるのか何とかいふことになるのも、これ又非常に行過ぎでないかと考えるのであります。これは重大な問題でございますから、行政組織全般の問題として考慮して行かなければなりません。併し人権保護の上において、できるだけの施策はいたしておきます。又それを拡充強化して行く考であるのであります。

税務におきまして今回の青色申告の制度を設けましたのも、そういういざこざのないようにと考えましてやつておるのであります。でまだ私は十分想を練つておりませんが、少くとも青色申告をなさつた方につきましては、今までのように机上で更正決定をやるのか、或いはちよつと店の様子を見て更正決定をやるということはないか、まして、青色申告の方につきましては、少くとも実地に調査してでないと更正決定のできないような制度を採用したいと思ひます。而して又片一方で青色申告をしない人に対して異議の申立をさせないことは考えておりません。勿論異議の申立ができる。これが租税制度の根本であります。ただ青色申告をした人には、今までのような社長の更正決定はしない制度にしたいといふ考で行つておるのであります。で急に青色申告を全部にして頂くといふことも我々は願うのであります。が、なか／＼行きますので徐々に

これを殖やして行くようなことにしたいと考へております。

○天田正吉 このことは法律に対する基本的な考へであつて、過日米税務署の職員を点検、大臣でなしに他の政府委員に何つておつたのであります。見れば非常に困ることでありまして、今の税法のみでないといふことを申上げたのは、実は御所管の煙草専売法等も耕作者が誤つて申告した場合に、多分体罰若しくは五万円の前金であつたと私は記憶しております。が、そういう規定があつて一方それに携わるところの官側の職員が誤つても何らの拘束もないのであります。こういうことが税法には特に職員と密着してあります。關係上そういう問題が起るといふと、えらい納税意欲を阻害するのであります。今も申上げましたように、証拠を以てこれ／＼の不正が行われておるのではないかとやつて参ります。と、それでは差支ありませんと、うことでお終ひであります。差支があるのはそういう非違を行つた国民の方ではない。そこでこれは法律全般に対して全く新しい考へ方をして行かなければならぬと、こういう理論上の考へ方が一点、更に日本の現状がらいたしますれば、またその伝統がらいたしまして、なか／＼そういう非違がございまして、税法上の問題にいたして訴えて来るといふことはないのであります。これは恐らく大臣も認めになつておるであらうし、過日の国税庁長官の訓令を以ていたしましてこのことを認めて、認めておるが故にその職に携わる職員は解職しろ、こうい

うことを言つておるのであります。でありますから折角税制を全般的に改正しようという時期でありますから、こうした改正の考へがあるかどうかという点であります。

○國務大臣(池田勇人) 納税者に御迷惑を掛けられた場合即ち過誤といふいろいろな問題については利子をつけてお返しするといふ制度を設けておりますが、行政上の問題でありますと法規でやることはなか／＼困難であります。先般国税庁長官がどんな通牒を出しましたか、私見ておりません。実はこういうことがあつたのであります。或る我々の同僚の代議士の方でございしますが、自分は納めたに拘わらず、あつた。自分は領收書を見せた。そうして四、五日して乙という税務署員が来て同じようなことを言つたので、領收書を見せたら帰りました。今度は又丙という税務署員が来てまた滞納処分をしようとした。見せたら帰つた。四回目に丁という税務署員が来て、有無を言わせずに差押えをしてしまつた。非常に叱られました。政務次官のところへ来られた。私早速それをお会ひいたしました。私早速それを、東京都内のことでございしますから、国税庁長官を通じてその四人の職員の名前と行動を書いて欲しいと言つた。でこれは調査證實ではいけない。情勢によつたら職を退かす、少くとも減俸しななければいかん、こういう嚴命を出したのであります。然るところ不平を訴へて来られた方が、二十三年度分は納めたけれども、二十四年度分に滞納があつた、まあこの方をさうひどいことはしないようにといふことであり

ました。併し何れにしても減俸といふのではないが、そういう場合は調査されなければならぬ。少くとも甲といふのは内部調査をしてその実績を帳簿で除いておかなければならぬ。そうすると乙とか丙とかいふものは行かない。また行つた場合には、領收書を見てこれでいいんだといふのでなしに、自分の持つて行つたのは何年度の滞納であるかといふことを領收書をつき合せて見なければならぬ。そういうふうなだらしないことをやつておるから税務署員を幾ら殖やしたつて意味をなさないといふことを国税庁長官にきつて言つたのであります。外の財務局にも、私旅行いたしましたその話をいまして調査いたしました。自分のところにもこういうような例があるわけですから、この委員会、予算委員会、問題になりましたが、滞納が七百四十億円もある、而してその件数は何万とではないのでございします。こんなことはいかにといふので、七月以来私は嚴命を下しました。とにかく早く整理しなければならぬのであります。臨時の職員を働かして整理を大体完了したのであります。今までの税務行政が非常に不備であり不十分であつたといふことは、私は十分認めます。従つて徐々になんか改善いたしまして御期待に副うようになる、何れにいたしましてもこういうこと、あの通牒も出しましたのは私の耳に入つてから出たものであらうと思ふのであります。民の声を十分に聞かなければならぬ、先般もお話がございましたように、私はこういう事例があつたといふことを聞かして頂ければこの内部の指導監督に

よつて余程直ると思ふのであります。税務官吏の税法を知らんこともさることながら、官吏の態度に端微とか、悪いところがあるといふことも納税者の感情を非常に害すると思ふのであります。若しそういうようなことがありましたならば、私のところになり国税長官なりに匿名でお知らせ願ひまして、そうして内部で監督するといふ場合におきまして、民間の人の智慧を藉りて監督して行くのが、これが一番両々相俟つやり方でありまして、従いまして苦情処理の制度もいろいろと先般来設けて、そういう声を聞いて徐々に直して行こうといふことをおるのであります。今後におきまして、前は所得調査委員会といふものがありまして、課税に対して民意を容れておりました。が、申告納税制度としてはそういう制度が余り感心しないといふ関係方面の意見でございまして、所得調査委員会といふものが決定したあとの苦情処理委員会を設けて、特別の機関を設けてやつて行こうと思つております。而して無茶な課税と申しまするか、十萬円の所得しかないときに十二萬の所得を決定された人がありとすれば、これは苦情処理機関の方へ訴えて、その事務官吏のやり方能力についてばかり現れるものであります。そういうようないろいろ／＼な方法を取りまして、法規でどうこうするよりも行政的の非違のないような制度を作り上げて行きたいと考へておる次第であります。更に昨年、一昨年に比べて大分良くなつたように認められるのであります。が、併しまだ、非常に不十分であります。で、事務官吏の素質の向上とか、或いは定員の充足とか、或いは租税制度に

よつて余程直ると思ふのであります。税務官吏の税法を知らんこともさることながら、官吏の態度に端微とか、悪いところがあるといふことも納税者の感情を非常に害すると思ふのであります。若しそういうようなことがありましたならば、私のところになり国税長官なりに匿名でお知らせ願ひまして、そうして内部で監督するといふ場合におきまして、民間の人の智慧を藉りて監督して行くのが、これが一番両々相俟つやり方でありまして、従いまして苦情処理の制度もいろいろと先般来設けて、そういう声を聞いて徐々に直して行こうといふことをおるのであります。今後におきまして、前は所得調査委員会といふものがありまして、課税に対して民意を容れておりました。が、申告納税制度としてはそういう制度が余り感心しないといふ関係方面の意見でございまして、所得調査委員会といふものが決定したあとの苦情処理委員会を設けて、特別の機関を設けてやつて行こうと思つております。而して無茶な課税と申しまするか、十萬円の所得しかないときに十二萬の所得を決定された人がありとすれば、これは苦情処理機関の方へ訴えて、その事務官吏のやり方能力についてばかり現れるものであります。そういうようないろいろ／＼な方法を取りまして、法規でどうこうするよりも行政的の非違のないような制度を作り上げて行きたいと考へておる次第であります。更に昨年、一昨年に比べて大分良くなつたように認められるのであります。が、併しまだ、非常に不十分であります。で、事務官吏の素質の向上とか、或いは定員の充足とか、或いは租税制度に

よつて余程直ると思ふのであります。税務官吏の税法を知らんこともさることながら、官吏の態度に端微とか、悪いところがあるといふことも納税者の感情を非常に害すると思ふのであります。若しそういうようなことがありましたならば、私のところになり国税長官なりに匿名でお知らせ願ひまして、そうして内部で監督するといふ場合におきまして、民間の人の智慧を藉りて監督して行くのが、これが一番両々相俟つやり方でありまして、従いまして苦情処理の制度もいろいろと先般来設けて、そういう声を聞いて徐々に直して行こうといふことをおるのであります。今後におきまして、前は所得調査委員会といふものがありまして、課税に対して民意を容れておりました。が、申告納税制度としてはそういう制度が余り感心しないといふ関係方面の意見でございまして、所得調査委員会といふものが決定したあとの苦情処理委員会を設けて、特別の機関を設けてやつて行こうと思つております。而して無茶な課税と申しまするか、十萬円の所得しかないときに十二萬の所得を決定された人がありとすれば、これは苦情処理機関の方へ訴えて、その事務官吏のやり方能力についてばかり現れるものであります。そういうようないろいろ／＼な方法を取りまして、法規でどうこうするよりも行政的の非違のないような制度を作り上げて行きたいと考へておる次第であります。更に昨年、一昨年に比べて大分良くなつたように認められるのであります。が、併しまだ、非常に不十分であります。で、事務官吏の素質の向上とか、或いは定員の充足とか、或いは租税制度に

おきましてでもできるだけ民意を直接に聞いて、そうして内外共に成るべく是正して行きたいというふうに考えております。

○天田正君 いや非違のあることを率直に御認め下すつて私共は喜んでおります。決してこのことは過去のことであつて、それを追求してどうこうというのではありません。今も申上げましたように、昨日も寧ろ高橋長官を追求するのになしに、訓令を發したことに對してお褒め申上げておいたくらいであります。このことは今申上げましたように根本的な問題でございまして、但し末端に参りますとそれは振つておる小役人いじめという、こういう印象を受け勝ちなんであります。決してそういうものではないのであつて、一々の事例を言えと仰つしやれば私共も勿論百くらい直ぐ持つておりますけれども、時間の関係もありましてししますから、そうした事例を一つは申上げません。併し前の国会におきまして、ここにおられる黒田委員等もこれらの非違の事例を挙げるならば、直ちに我々はここで挙げるべきことができるというように申されております。相当地の非違が多いのであります。そこで私がこの際希望しておきたいのは、それは行政的にそうしたことを行くという熱意はよく了承いたしますけれども、尙まだ時間があるのでございまして、根本的な改正に當りましては、法によつてもこれを規定して、納税者に対して、官吏もこの通り平等なる責任を負うておるのだというのを明示されるような御研究あることを希望しておきます。

○本内閣閣員 ちよつと二三何つておきたいのですが、大蔵大臣は勤勞控除をです、今度は一〇%というように出されて、先般新聞では一五%にするというふうな案も御発表になつておる。上委員に對する御答弁では、財政の状況が許せば成るべく上げたいというのとを言われたようにも伺うのであります。今度我々が審議している予算とか法律案は、二十四年度関係だけのようであるけれども、同時に二十五年度予算とかいふ言われておるもので、来年度の予算にも通つておるもので、今度調査して、これは一体一五%ということになるおつもりですか、どうですか。

○國務大臣(池田勇人君) まだ決定しておりませんが、今のところなか／＼むずかしいやうでございまして。

○本内閣閣員 尙税率についても、この前休会中に、私がここで御質問した時に、いろいろ研究して見ようとお話だつたのですが、来年度の予算も直ぐに提出される、或いは印刷に廻されておるのではないかと申うので、五五%の最高率を適用するのはやはり三十万円超からでありますか、或いは百万円超からと、一時現内閣の方針のようにも伝えられておりますが、百万円のところを持つて行かれるようにも大体決まつておるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) この点は一昨日昨日日誌々申述べられたのですが、結論から申しますと、何とも申上げられませんが、なか／＼むずかしい問題でございまして。それで若し勤勞所得の一割五分控除の財源があれば、案

にやる考であるのであります。

○本内閣閣員 併しこの問題については決定はしていないが、考慮はしておられるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 決定はしておりませんが、できるだけ努力いたしておる状況であります。ただ見透しをどうかと言われれば、私は控えずかしいという程度で、なか／＼むずかしいということを御了承願ひます。

○本内閣閣員 大蔵大臣はここでは控え目にやられると言つたが、新聞では大に控え目でなく宣伝されることがあるのですが、これが何ならば、その点はこれ以上申上げることがありませんが、更にもう一点伺ひたいのですが、歳入の見積の点ですが、法人税の自然増収が当初の予算の殆んど倍額ぐらになつてゐるのですね、自然増収は一割とか、一割五分とか二割程度ならなんですが、倍額ということになると、ただ普通の自然増収でないように思つたので、殊にこの間公聴会の時に、何か初めから分つておつたのを故意に隠したというように伝えられておる。今年の四月頃発表された、政府機関紙ではないけれども、政府関係の雑誌なんかにも當時からこのくらしい見込みのことは書いてあつたといふことを言つておるのですが、これは大蔵省の権威のためにも一言大蔵大臣からお説明伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り法人税というものは、即ち会社に對する所得税は、従来は個人所得税と四敵する程の重さを持つておつたのであります。昭和十年から昭和十六年くらいまでは、個人の所得税と法人の所得税というものは殆んど同格ぐらに行つておつた。その後法人の所得は非常に落ちて参りました。それで法人の所得に對する法人税というものは非常に微々たるもので、最近になりまして非常によくなりまして、その一例を申上げますと、去年の三月の法人税の申告と同じ会社の、今年三月の申告によりますと、十倍ぐらゐのものが相當あります。何が原因ですかと申しますと、査察部の調査が非常に急激に行われたり、或いは加算税、追徴税というものが非常に多くなつたために、申告は非常にいい状況になつておるのであります。従来は決算期が済んで二ヶ月に一度申告しました。そして税務署が直ぐ行けばよいのがなか／＼行けないという関係で、見積りは少し過重になつておつたかも知れません。税務署は行くのが遅れました。今は非常に申告の状況がよいのであります。従いまして只今までのところ十月末で九〇%以上も入つておるのであります。そういう状況が、主たる原因で、個人の方から法人になつて、法人組織になつたのがあるのでもございまして、それがだんだん本格化して来たというやうなこともあるのであります。で従来は本内さん御存じのように決算期が済んで申告だけで徴税をやつた。でありますから、税務署が適當の時にやつてやつた。だから税務署においての調査の如何によつて變つていたのであります。が、この頃殆んど会社の申告によつて大体のものが決まるわけでありまして、極く例外の場合はありますが、大体法人の申告が予想以上に多くなつたといふことが重大なる原因であるのであります。

○本内閣閣員 大蔵大臣の御説明、そういう事情があつたということであれば御尤もと思つたのですが、ただ私思ふのですが、法人税といふやうな大きな費目、当初の予算より倍額近くなつたといふ、自然増収という名目で出しておるのですが、それと関連してこの間全財の人の公聴会の証言で、何か当初からもうそういうことは分つておつたんだ、それにも拘らずそれを、故意に低くした、理由は分らんけれども、故意にやられておつた、而も自分だけ言ふのでなく、大蔵省で發行しておる雑誌その他にもそういうことは載つておるというやうな証言をしておりますから、そういう点についても一応大蔵大臣として一つ何等かのお考があれば伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 全財の者がどう言つたか分りませんが、私の責任において租税收入を見込んで、皆さんの御審議を願つておるのであります。他に如何なるものが言ひましても責任は私共にある。私はこれが適當だと見込んだ次第であります。

○森下政一君 勤勞控除の問題ですが、だん／＼昨日からの御説明を承りまして、大体了承しておるのですが、やがてこの本格的な税額を、恐らく通常国会で審議することになると思ひますが、勤勞控除がひとりサラリーマンだけでなしに、個人事業所得の場合にも及ぼすということになると思つてあります。そこでその精神において事業所得を挙げてる者でも勤勞者と全然變りない者をサラリーマンと同格に扱うといふことは非常に私は妥當と思ふのです。ところで従来サラリーマンだけに勤勞控除が認められておつた

○本内閣閣員 大蔵大臣の御説明、そういう事情があつたということであれば御尤もと思つたのですが、ただ私思ふのですが、法人税といふやうな大きな費目、当初の予算より倍額近くなつたといふ、自然増収という名目で出しておるのですが、それと関連してこの間全財の人の公聴会の証言で、何か当初からもうそういうことは分つておつたんだ、それにも拘らずそれを、故意に低くした、理由は分らんけれども、故意にやられておつた、而も自分だけ言ふのでなく、大蔵省で發行しておる雑誌その他にもそういうことは載つておるというやうな証言をしておりますから、そういう点についても一応大蔵大臣として一つ何等かのお考があれば伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 全財の者がどう言つたか分りませんが、私の責任において租税收入を見込んで、皆さんの御審議を願つておるのであります。他に如何なるものが言ひましても責任は私共にある。私はこれが適當だと見込んだ次第であります。

○森下政一君 勤勞控除の問題ですが、だん／＼昨日からの御説明を承りまして、大体了承しておるのですが、やがてこの本格的な税額を、恐らく通常国会で審議することになると思ひますが、勤勞控除がひとりサラリーマンだけでなしに、個人事業所得の場合にも及ぼすということになると思つてあります。そこでその精神において事業所得を挙げてる者でも勤勞者と全然變りない者をサラリーマンと同格に扱うといふことは非常に私は妥當と思ふのです。ところで従来サラリーマンだけに勤勞控除が認められておつた

○本内閣閣員 大蔵大臣の御説明、そういう事情があつたということであれば御尤もと思つたのですが、ただ私思ふのですが、法人税といふやうな大きな費目、当初の予算より倍額近くなつたといふ、自然増収という名目で出しておるのですが、それと関連してこの間全財の人の公聴会の証言で、何か当初からもうそういうことは分つておつたんだ、それにも拘らずそれを、故意に低くした、理由は分らんけれども、故意にやられておつた、而も自分だけ言ふのでなく、大蔵省で發行しておる雑誌その他にもそういうことは載つておるというやうな証言をしておりますから、そういう点についても一応大蔵大臣として一つ何等かのお考があれば伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 全財の者がどう言つたか分りませんが、私の責任において租税收入を見込んで、皆さんの御審議を願つておるのであります。他に如何なるものが言ひましても責任は私共にある。私はこれが適當だと見込んだ次第であります。

○森下政一君 勤勞控除の問題ですが、だん／＼昨日からの御説明を承りまして、大体了承しておるのですが、やがてこの本格的な税額を、恐らく通常国会で審議することになると思ひますが、勤勞控除がひとりサラリーマンだけでなしに、個人事業所得の場合にも及ぼすということになると思つてあります。そこでその精神において事業所得を挙げてる者でも勤勞者と全然變りない者をサラリーマンと同格に扱うといふことは非常に私は妥當と思ふのです。ところで従来サラリーマンだけに勤勞控除が認められておつた

(514)

おるのでありますが、被税は徐々にやつて行く、思ひ切つた減税をやりますと、その当座はよろしうございませうが、折角いゆる健全の上に健全を期した財政をやつてゐる私といたしましては、その点は誰が見てもこれなら申分がない、しつかりしたやり方ということに行きたいと考えております。

○木村義八郎君 大体十二日頃です、予算を提出したいということですが、そうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、十一月三十日で国会が終り、今日から又折衝を始めて、二三日で折衝を終つてやれば、十二日にはできるといふ確信があつたのですが、三日まで国会がありませんが、私は何とかして十二日に上程したいと思ひます。

○木村義八郎君 結局四百四十六億といふ、その税収の枠内であれば、今までお話のあつたようなふうのあれを彈いて、その枠内であれば、その勤務控除とか、基礎控除、そういうものがいじくり得るといふお話ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は、大抵来年度の歳入歳出を、この前申上げましたように、六千六百億程度にしておきます。この数字は変えませんが、それといたしますと四千四百六十億といふ、そこで一つ課税の見直しをやつて行きたいと考えております。大体それで行けると思ひます。

○津井寛太郎君 先程木内委員からお話がありました、法人税の増加についてであります、これは法人が正式に決算書を提出しても、税務署の方でもう否認して、これはもう利益とみなすといふような否認権ですね、これが

私は多いんだらうと思ひますが、その割合はどのくらいになつておりますか。大臣でなくても、一つお聞かせ願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 昔私が第一線におりました時には、その割合を取つたことがありません。これは会社によりまして余程違ひます。もう大きい会社になりまして、向うの経理部長とこつちの方と頭が一致してありますから……速記を止めて頂きますよう。

○委員(櫻内廣郎君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(櫻内廣郎君) 速記を取つて。

○國務大臣(池田勇人君) その割合ははつきり申上げられませんが、全体といたしましては法人については、一、二割程度、大法人で、中法人を取つて見ますと、相当あるものであります。而して又業務の都合によつて一応是認して、申告通り決定して、そうして又暇を見て行く場合もあります。初めからやつて行く場合もあります。年度がずれる場合もあるわけでありまして、まあその時によつて、これは調べに行つてい場合もあり、併し申告税の場合と余程違つておりますから、今調べるといつてもなかなか困難であります。

○天田正君 もう一つ、根本的なことを伺つて置きますが、税を減らすのに、一面に所得の額から減らして行くといふ行き方もあるし、又その種類によつて減らして行くといふ行き方と、両方あると思ひます。勿論所得の額によつて、累進的に税を課して行くといふ一方、その所得の生れて参ります性質からしまして、間接に物品税を課して

行く、こういう方法もあると思ひますが、そういう税の性質から掛けて行くといふ観点にしますと、先般も私が本会議において、大臣に質問しましたように、発明されたとか、発見されたとか、或いは極めて有益な著述を行つたとか、こういうものは、他の労働を何ら搾取していないところの所得であつて、全くその人が出なければ、この世に、而もこれを名付けて、私は文化財と言つておられますが、こういう文化財が生れて来なかつた。こういうような性質を持つてゐると思ひます。これらに對しましては、全く課税の特例を設ける必要があつたらう。こう考へてゐるわけでありまして、それと関連いたしまして、やはり勤勞所得もそうした構想の下に考へなければならぬ。こゝう私は考へておるのであります。そこで今度の税制改正に當りまして、こゝうした所得の性質から来るところの、性質から考へまして、特段の改正を行うところの御留意があるかどうか。この点をお伺ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) これは租税學上の非常な問題であるのであります。所得の租税力には、先ず量による租税力、これは見なければならぬことは、古今東西を通じての原則であります。超過累進税率はどの国でも行われておる現状であります。この所得の種類によつて所得税で徴税するかどうかという問題は、これは非常に議論のあるところでありまして、日本におきましても、沿革を申しますと、昭和十五年までは所得の種類によりまして所得税の本質的の差別は設けませんでした。ただ設けておつたのは、勤勞所得の一割控除、それから株式配当の、こ

れは法人個人の二重課税といふので、六割課税、八割課税といふのをやつております。昭和十五年にはお説のようになり、所得の種類によつても租税力が違ふといふ考へ方の下に分類所得税を施行して、資産所得には重課し、勤勞所得には輕課する、そうして事業所得はその間といふので、当初におきましては勤勞所得は五割、資産所得は一〇割、そうして事業所得は八・五割で、自由所得七・五割といふことで出発したのであります。併しこれは大陸系の税法であります。併しこれは大陸系の税法であります。併しこれは大陸系の税法であります。

す、所得がどこから出ようが、勤勞の所得による百円も、事業の所得による百円も、百円に違ひはない。こゝういふ思想が可なり強くなりました。所得税としては、やはり数量だけによつて、原則として行こう。個々の場合は、租税力のないものは、最小限度に所得税において徴税して行く。その他は、外の補充税でやつて行く。こゝういふ考へ方に変つて来ておるのであります。今のところは、私はやはり分類所得税のものよりも、今の制度がやはり進んでおるのではないかと、而も負担は飽くまでも所得税だけで見ないのでないに、直接税といたしまして、住民税とか、或いは物税の性質のものとか、兼合して、総合的に考へなければならぬ。だからこの前も或るところで議論のありましたように、夫婦、子供、三人の家族で月収一円の収入を得ようといふれば、勤勞階級においては十五万円程度の収入で、併し中小商工業者が月収一円の収入を得ようといふれば、三十二万円の所得がなければならぬといふのが現状であります。併しこの分は、シャープ博士が考へられて、

余程變つて来ると思ひます。その一端が今議論になつておる所得の一割の控除とか二割控除といふことになるのであります。で月収一円の者の年収入が三十二万何ぼといふのが段々變つて参ります。これが所得税の方でどうなるかといふことであります。やはり英米流の考へ方で行けば勤勞と事業の差は、所得百円の価値は同じだといふ思想が強い。租税力ありとすれば外の方の物税で課税して行く、或いは富税で課税して行く、こゝういふ考へ方でありまして、

余程變つて来ると思ひます。その一端が今議論になつておる所得の一割の控除とか二割控除といふことになるのであります。で月収一円の者の年収入が三十二万何ぼといふのが段々變つて参ります。これが所得税の方でどうなるかといふことであります。やはり英米流の考へ方で行けば勤勞と事業の差は、所得百円の価値は同じだといふ思想が強い。租税力ありとすれば外の方の物税で課税して行く、或いは富税で課税して行く、こゝういふ考へ方でありまして、

○天田正君 非常に詳しい説明でよく分りましたが、例えば、過日も例を引いておきました、エヂソンがなければ我々はこゝうした電氣の恩恵は受けて得られなかつたであらうか、或いは可なりそれの恩恵が運れたらうと考へます。或いは文學的にも、露伴がなければ露伴文學といふものによつて我々は精神を豊かにし得ない。こゝういふことも考へます。そうするとこれらの諸君といふものは全然他に何の關係もなしに、自らの頭脳と努力によつて考へた文化を生んだ、これらのものに對しては課税どころか、あべこべに賞状賞金を贈らなければならぬ割合ではなからうか。だからこゝういふ者に対する課税の特例を設ける必要があるのではなからうか。こゝういふこととです。

○國務大臣(池田勇人君) 只今申述べました答が洩れておりましたが、國の産業の発達とか、いろ／＼な方面におきましては従来も免税の規定とか軽減税をやつておつたのであります。併しこれが余りに煩瑣になりますと、税務の執行を非常に阻害するのであります。

以上これにこれが負担が輕くなるというやつて来たのであります。今又大蔵大

す。やはり免税につきましてはできるだけ少くしたいという方向でやつていくわけでありますが、而して今のような場合は、我が国に余り事例はございせん。エヂソンとか何とかがいうようなものはないのでありまして、若しあつた場合におきましては課税につきまして特例を設けなければならぬと思ひます。若しここに湯川博士が住所を日本に置いておられ、そうしてあのノーベル賞の賞金をお貰いになつたときは、これは私は最早この点の免税規定を考へてゐるわけでありまして、ただ問題は所得があつた場合に、その所得の使い方によつて或る程度の免税規定は私は今後考へなければならぬ。どうしても財政の上で非常に引き締めておられますから、例えば私立学校への個人の法人への寄附とか何とかいうもの、又個人におきましてでも得れば所得の一定額については、公益法人に対する寄附は免税にしたかどうかというやうなことを考へておるのであります。これは所得税のみならず相続税につきましても、そういう思想で一定限度まで掛からない税を、税の掛からない所得を、一つ自由処分のできるやうな制度を置いて行きたいと思ひまして検討を續けております。来年度の税制改正におきましては、片鱗になりますか、相当部分になりますか、御期待願つて結構だと思ふのであります。

○委員(櫻内嘉郎) 外に御質疑はございせんか。
○小川友三君 如何ですか、この辺で一且休憩しますか。それとも續行しておやりになりますか。
○委員長(櫻内嘉郎) 川上君にお話ししたいんですが、整理がちよつと突は

お差支のようですが、整理の出席是非求めますか。それとも何か適当に考へて行きますか。あなたのこの間の御質疑のときにも丁度速記がなかつたので、速記に入れて置いて、適当なときに整理の御答弁を願うというこゝとに取計らつては如何でしょうか。この間の御質問のときには大蔵大臣も見えなくなつておなかつたし、それから速記にも載つておらないのです。速記にこれをはつきり載せて、そうして適当なときに、整理の都合の好いときに答弁して貰う、こういうことで如何でしょうか。

○川上君 国税長官にちよつと伺ひたいんですが、十月末の税収入額調べて申告の方は非常に成績が悪いので二一%になつておりますが、大休年度未までの見通しについて御見解をお聴かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋繁吉) 今回申告所得税の当初の予算であります千九百億圓を約二百億圓程度の減収を見なければならぬのであります。この程度は大休年度税収としては収入し得る見込みであります。

○委員(櫻内嘉郎) それでは速記に書き止めてありますから、適当なときにお答弁願うというこゝとで一つ取計らつて行きたいと思ひますが、如何でしょうか。

○川上君 国税長官にちよつと伺ひたいんですが、十月末の税収入額調べて申告の方は非常に成績が悪いので二一%になつておりますが、大休年度未までの見通しについて御見解をお聴かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋繁吉) 今回申告所得税の当初の予算であります千九百億圓を約二百億圓程度の減収を見なければならぬのであります。この程度は大休年度税収としては収入し得る見込みであります。

○委員(櫻内嘉郎) 所得税法の臨時特例等に関する法律案に対する質疑を終局して、討論に入ることにより御異議ございませんか。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(櫻内嘉郎) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

ことでも言わざるを得ないのであります。尙ここに問題になつております。この目標額と申しましようか、或いは責任額と申しましようか、こゝいつたものが全然ない。大蔵大臣は言われておりますけれども、税に当られておる方々の状況など、本人の申告に對する更正決定などに対する納税者の批判等から勘案して見ましたときに、實質的には、表面上は名前は目標、或いは額当といふものでなくとも、實質的には額当であるとか、或いは目標額といふたような納税を納税者に與えるようなことがまだあるのであります。かゝうに懸念しておるのであります。このことは八月十五日の議院新聞における「日本の進路」という題で吉田総理と議院新聞社長長岡氏との対談が載つておるのであります。吉田総理の言によつて明らかになつて立証してあるのじやないかと考えるのであります。總理の言によりますと「今は徴税の方法が非常にひどい。最初から徴税をする」といふ建前で納税者に臨むらしい、徴税官吏が正直にやつてゐる者に對しても脱税者のような取扱ひをするから正直にやつてゐる者は怒つてしまふ。大体あの税金の額当といふことがいけない。今年はいくら収入があるという見込でその見込を申告させる、それによつて税金を額當で徴税するから随分差支話だ」かようなことを、尙も現政府の責任者が述べておられます。

次に四点には、常にかような言を吉田總理は述べていながら、これを是正すべき対策に對して積極的な熱意を持つていなかつた。かようなことが指摘できるのであります。以上の諸点から私は本案に反對いたします。

○委員(櫻内廉郎君) 外に御発言はございませんか。外に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて、直ちに採決いたします。所得税法の臨時特例等に関する法律案の原案通り可決することに賛成の方の御挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員(櫻内廉郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において、本法案の内容、委員会における質疑応答と要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廉郎君) 御異議ないと認めます。

委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
天田 勝正 森下 政一
玉屋 喜章 西川甚五郎
油井賢太郎 小林米三郎
小宮山常吉 小川 友三

○委員(櫻内廉郎君) 次は物品税法の一部を改正する法律案につきましてお諮りいたします。質疑を終局して討論に入りまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廉郎君) 御異議ないと認めて討論に入ります。

○天田勝正君 私は本案に賛成の意を表します。その理由は、これらの税に列記されております諸品目がそ

れぞれ軽減されるのでありまして、この実施の時期につきましては、或品目については更に可及的に早く適用するところの希望は持つておりますが、諸般の事情より直ちに適用し得ないという事情も了承できるのであります。更にこれらの各品目の比較でございしますが、それらは命令段階に属しております。政令に譲ることに相成つております。その政令の場合に不合理な部分ができるや否やにつきましては、質疑応答或いは懇談におきまして、税務当局のこれらに對する考慮が約束されておりますから、それらに期待をいたしまして、この原案に賛成する者であります。

○黒田英雄君 私は物品税法の一部改正の法律案は、シャウプ勧告等もあり、政府においても相当民意を考慮されまして、改正されたことについて感謝をいたすのであります。が併し、時間もあまりありませんから詳細申上げませんが、尙各種の品目について相当考慮しなければならぬ点もあるように思ふのであります。又免税点の問題につきましても、政府の告示になつた案によりましても、尙免税点を設け若しくは免税点を引上げることが適當ではないかと思はれる品目もあるものであります。併しこれらについては、十分將來も政府において考究をされることを希望いたします。本案には賛成いたします。

○小川友三君 本案の己類第七十一は、全国の千数百万の同胞が病氣で用いてゐるところの滋養劑に課税するものでありまして、悪法の甚だしきものであると私は信ずるのであります。凡そ丈夫なる我々同胞が弱いのを救つて行くというのが、この立法の建前であつたと私は信じております。今榮養失調に陥つておるところの赤ちやんが幾百万、これらの方が用いてゐるところの藥劑にまで課税してやつて行くといふことは極めて悪法であると思ひまして、私は本案の己類の第七十一を削除することを要求いたしました。本案は原案のままであるからして、本案に反對するものであります。

○委員(櫻内廉郎君) 他に御発言はございませんか。御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて、直ちに採決いたします。物品税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員(櫻内廉郎君) 多数と認めます。よつて本案は原案通り可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廉郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平
天田 勝正 森下 政一
玉屋 喜章 西川甚五郎
油井賢太郎 小林米三郎
小宮山常吉 川上 嘉

○委員(櫻内廉郎君) 次は織物消費

税法等を廃止する法律案に移ります。本案の質疑を終了して討論に入ることと御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廉郎君) 御異議ないと認めます。討論は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○油井賢太郎君 私はこの法律案に對して遺憾ながら反對の意を表します。大体この織物消費税、清涼飲料税、取引高税とございしますが、清涼飲料税、取引高税については異論はありませんが、織物消費税の廃止につきましては、シャウプ勧告によりまして、九月一日より行ふべきであるというようなことを言われておるのであります。それに対して、政府が非常に怠慢で以て明年の一月一日に延ばしたということ、多大なる業者に對し或いは消費者に對して迷惑をかけておるのであります。これに對して我々は、十二月一日に遡つて実施せられることを提案いたしましたのであります。諸般の情勢からこれが実現を見るに至らなかつたといふことは、政府の怠慢の結果であることと、甚だ遺憾に堪えないのであります。その影響するところを述べたいと思ひますが、できればこれは本會議で反對討論に譲りたいと思ひます。この委員会におきましては、簡単に反對の意見を申述べた次第であります。

○委員(櫻内廉郎君) 他に御発言はございませんか。

○小川友三君 織物消費税に對しましては、當然これは十二月一日から廃止すべき問題でありまして、それを政府の事務上の怠慢と申しますか、勤勞大衆の着る着物に對しまして、尙十二月

案の着る着物に對しまして、尙十二月

玉屋 喜章君
 西川 基五郎君
 木内 四郎君
 油井 賢太郎君
 小林 米三郎君
 小宮 山常吉君
 高橋 龍太郎君
 川上 嘉君
 木村 露八郎君
 小川 友三君
 大蔵大臣 池田 勇人君
 政府委員 大蔵事務官
 （主税局長） 原 純夫君
 税制課長
 国税庁長官 高橋 街君

昭和二十四年十二月十五日印刷

昭和二十四年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所